

# 国朝刑律の賠償金

## — 生命の侵害に対する賠償金 —

片 倉 穰

### はじめに

国朝刑律における一つの特色は、実刑制度に平行して定額もしくは定率の賠償制原理が導入されていることである。この賠償制の存在は、中国法を母法とする国朝刑律をひときわ特徴づける。同じベトナム法典でも、阮 Nguyễn 朝の創始者嘉隆 Gia-Long 帝が制定した皇越律例 Hoàng Việt Luật Lệ (二二卷、三九八条、一八一二年) は、大清律例のほとんど直写に終つたため、もはやベトナム的特色を有する賠償制をそこに見出すことは不可能に近い。現存の国朝刑律は、ベトナム前近代法における賠償制の諸問題を考察するための貴重な宝庫といつても過言ではない。

いわゆる黎律の賠償制に関しては、仁井田陸氏が少なからざる関心を寄せ、その概要を明らかにされた。氏は、黎律の賠償制について、「人命金制度、賠償制度は、中國法に比べてベトナムの黎律をいぢるしく特色づけるものである。もつとも黎律の人命金や賠償の支拂は、そのことによつて實刑をまぬかれるものではなかつたし(不可贖罪)、しかもその實刑は唐明律に比べて重かつた。つまりこのよ

うに重い實刑に合せて賠償を徴したのであつた(略注)。それは元代法が蒙古の賠償制と中國の實刑制との單なる結合ではなく、實刑の程度を低めつつある程度の賠償を徴し兩者が折合つた形で結合してゐたのとは異なつてゐた。<sup>(1)</sup> (略注)と述べ、<sup>(2)</sup>と述べて、<sup>(3)</sup>と述べて、そのほかに死刑流刑杖刑のような實刑が重疊的に科せられ、賠償の支拂はその實刑をまぬかれさせるものではなかつた。傷害の場合についていえば、傷害の程度に應じて死流杖等の制裁が段階的にきめられ、しかもその實刑は、唐明律より重かつた。それでありながらこの實刑と併行して、傷害の程度に對應した賠償がまた定額的にきめられてゐた。<sup>(4)</sup> (略注)と記し、不可贖罪は、平和金の制度とともに、賠償制から実刑主義への過渡に現われた法現象であるという巨視的観点から黎律を検討し、この律の賠償制が、実刑と併科されたこと、賠償の支拂によつて実刑をまぬかれるものではなかつたこと、元代法のように実刑と賠償の兩者が折り合つた形で結合してゐたのとは異なつてゐたことなど、いずれも黎律賠償制の基本原則ともいふべき問題点を的確に指摘された。仁井田氏の基本的かつ原則的な結論に異見はなく、また、氏によつて黎律賠償制の主要な問題点はことごとく提

示された感があるが、しかし、各種の賠償金の内容や実態に関しては、これまでに具体的考察を加えた専門がないため、個々の問題で不明の部分や検討すべき課題もないわけではない。幸いなことに、近年、国朝刑律をはじめ黎朝法制関係諸史料がパリ極東学院から東洋文庫にマイクロフィルムで将来され、仁井田氏が利用し得なかつた史料を利用することも可能になった。これらの諸史料を参照し、国朝刑律の賠償制を子細に考察してみると、各種賠償金の内容と実態も明瞭となり、新たな問題点を提示することもできると思う。

本稿では、他人の生命への侵害行為に科せられる賠償金の問題を取り上げる。国朝刑律には、生命への侵害行為、すなわち殺人に対する人命金に相当するものとして償命錢 *thường mệnh tiền* という賠償金があり、さらに殺人に伴う一種の賠償金として、葬錢 *tàng tiền*、齋七錢 *trai thất tiền*、孟蘭盆錢 *vũ lan bồn tiền* と呼ばれるものがあつた。償命錢は、大南会典事例、卷一八一、刑部、名例の嘉隆元年(一八〇二)に償命錢廃止の記事が掲載されているように、黎朝末期まで存続した賠償金であつた。葬錢は、皇越律例などに埋葬銀 *mai táng ngân* という別の名(意味内容が同一か否かは別として)で散見するが、後述のように、齋七錢と孟蘭盆錢のほうは具体的適用例を見出せず、ほとんど詳細不明である。

## 一 償命錢

国朝刑律によると、殺人を犯した場合、加害者は、しかるべき実刑を科せられると同時に、被害者の遺族に対して償命錢を支払わねばならなかつた。この償命錢は、ゲルマン *gêrman* の古法にみられる人

命賠償金 *manerieda* に相当し、殺人に対する賠償を意味するが、国朝刑律の場合、加害者はこの償命錢を支払つても実刑を減免されなかつた。仁井田氏が述べられたように、実刑と賠償の併科はこの法典の一特徴であるが、この原理は、殺人に対する刑罰にも原則として貫徹していた。

国朝刑律における償命錢の淵源をたどり得る史料は見出せないが、たとえば、ベトナム西北地方で古い首長制 *Phia tao* を維持してきたタイ *Tai* 族の法をみると、この法は罰金と賠償を基本にして構成され、実刑もあるが、それは殺人の時の斬首程度であり、その殺人においても斬首とともに賠償の支払いが規定されていた。<sup>(5)</sup> 中国南部からベトナム近隣地域において、人命金をはじめとする賠償制は、古くから存在していたと想定され、国朝刑律の償命錢も、ベトナムおよび近隣地域の賠償慣習と無縁の存在ではなかつたと推考される。人命金に関しては、「父または親族の遺恨やまた友情を継承する義務は、氏族制度からうまれたものである。人命金、すなわち殺害または侵害にたいする血の復讐の代わりとしての賠償金についても、同様である。この人命金は、まだ一世代まえまでは、ドイツ人特有の制度と考えられていたが、今日では、氏族秩序からうまれる血の復讐の一般的な緩和形態として、数百の民属のあいだにその存在が証明されている。」<sup>(6)</sup> とあり、人命金は、氏族秩序から生まれた血の復讐の緩和形態とみる見解がある。ベトナムの場合、この償命錢の由来を母法たる中国律にたどるのは無理であり、したがって、やはりベトナム史上にそれを求めなければならず、氏族秩序から生まれた復讐にこの原点を見出す可能性が皆無であるわけではない。

ベトナム近代では、黎崩 Le Tac が一三世紀に撰した安南志略、巻一四、刑政の項に、「殺人者償命」という簡略な記事を収めたが、この「償命」が後述のような中国的用法、すなわち死をもって酬いる意に使われていたとしても、その背後に償命銭、あるいはそのような法慣習の存在を想定してみたいのである。<sup>(7)</sup>

人命金に相当する償命銭は、国朝刑律において正式の法制用語として明確に位置づけられた。中国では、たとえば、元典章、一二、吏部、卷六、吏制、儒吏の項に償命銭なる用例があるが、漢民族国家の基本法において、正式の賠償金の一としてこれが採用されたことはなかったように思う。中国の文献に償命という語の用例がないわけではなかった。しかし、中国では、元 Nguyen の徐元瑞 Ta Nguyen-Thuy の撰した吏学指南、獄訟の項に「償命謂以死酬報也」と記したように、償命という語は通常、死をもって償う意味で使われた。このことは、仁井田氏が明 Minh の費信 Phi-Tin の著述した星槎勝覧、巻一、真臘国にみえる「番人殺唐人則償命、唐人殺番人則罰金、無金賣身贖罪」などの事例を挙げ、中国の諸文献に記された償死、償殺、償命などの用語は、死には死を、命には命をもって償うの意であり、贖罪、贖死、贖命は、財貨を出して死を贖い罪を贖う時の用例ではないか、したがって、償命を賠償 *Passage* とみるわけにはいかないと述べられたことから確かめられる。明の律令には、元の焼埋銀を踏襲したと目される埋葬銀というのがあるが、これは葬礼のための費用に充当するものであって、償命銭とはその性格を異にする賠償金であるから、償命銭を埋葬銀の影響と解するの<sup>(9)</sup>も正しくない。こう考えると、国朝刑律をはじめ黎法に示された償

命銭の償命は、確かに中国の同語を継承したものであり、償命銭という語にしても、元代の償命銭という用例などの影響を考慮しなければならぬかもしれないが、人命金を指称する償命銭を賠償制の一環として自己の制定法のなかで明確に位置づけたのは、外ならぬベトナムにおいてであり、この種の人命金制度は、中国の償命なる語を受容してはじめて創出されたものではあるまい、と筆者は推断する。

さて、国朝刑律、名例章に、次の注目すべき一条文が掲載されている。

諸償命銭、一品從一品、壹萬伍千貫、二品從二品、<sup>(改)</sup> 柒千貫、參品從參品、柒千貫、肆品從肆品、伍千貫、五品從五品、貳千貫、六品從六品、壹千貫、柒品從柒品、伍百貫、八品至九品、參百貫、庶人以下、壹百伍拾貫<sup>(10)</sup> (二九条)

この条文は、殺人犯人に償命銭を科す時の基本原則を規定したもののだが、一瞥して、人間の命の価値を身分に応じて九段階に定める段階差等制を採用したこと、各々の段階ごとに償命銭の定額を明記する定額賠償制の原則を確立したこと、の二点をまず指摘することができる。

第一の償命銭における身分的段階規定であるが、これは、国家の成員を官品 *quan phẩm* を有する者と官品を有しない者に大別し、さらに、官品所有者を官品に従って八段階に細分し、全体で九段階の差等を設定したものである。古くは、無文字社会においても、殺人者の属する集団などが、殺された人間の社会的重要性に比例して一定の賠償額を支払うことはしばしば見受けられたし、前近代の身

分制社会においては、被害者の身分による人命金の段階的規定は普通の法現象であった。本来、人命金は、人の生命の価値に支払われる金であり、被害者自身の価値を補償すべきもの、ないしは被害者その人の代価であつて、それによつて被害者側の敵意(復讐)を買ひ取るものと観念されていたといわれるが、身分制社会にあつては、被害者その人の価値を算定する基準として身分という新たな要素が加えられ、ベトナムでは、その基準として官品が採用されたのである。この官品に基づく段階規定は、官僚制度の生成と発展を踏まえて創出されてきたものであり、そこに、官僚ならびに官僚的身分優先の思想が流れているというまでもなく、別の見方をする<sup>11)</sup>と、この法規定は、官僚的身分秩序を維持するための一つの法的措置でもあつたといえよう。

また、当規定によると、人命の価値に顕著な懸隔があり、「庶人以下」<sup>12)</sup> "thū' nhan dĩ hạ" の範疇に属する者の人命の価値は、最高額(正従一品)の百分の一にしか評価されていない。この「庶人以下」の人命評価は、軍象殺害に対する償金が三〇〇貫(雜律章、五八三条)、牧養の象を死にいたらしめた時の償金が、公象一〇〇貫、母象五〇貫、馬二〇貫(同章、六二二条)であつたことを想起すれば、馬匹よりは高く評価されていたことがよく分かる。最高評価額一五〇〇貫のごときは、一般庶民の支払い能力をはるかに超える金額であつたが、こうした高額の償命金を定めることにより、高品者や官僚身分の生命と安全を法が保障する形をとつていたのである。ちなみに、黎代洪徳 Hồng đức 期の百官俸禄制によると、最高の皇太子 hoàng thái tử 五〇〇貫、親王 than vương 二〇〇貫、正一

品で八二貫、従九品で一四貫の俸禄が各々支給される定めであつた。<sup>12)</sup>

ところで、ヴー・ヴァン・マウ氏は、この「庶人以下」の範疇に奴婢 300 貫も含まれるであろうと注記したが、この「以下」を文字通り最下限までを示す語、つまり庶民以下すべての身分の者と解すれば、当然この範疇に奴婢も含まれることになろう。「庶人以下」に奴婢も包摂されていたと見做すと、庶人と奴婢の償命金が一律に同額とされた点に少しく疑問も生じるが、さりとて、この「庶人以下」から奴婢が除外されていたことを示す確証も見出せないで、いまはマウ氏の注記に従いたい。ただ、蛇足になるが、奴婢の償命金に關して若干の補足説明をしておきたい。というのは、奴婢が償命金の受取者として認められたとしても、他の一般身分の場合とは事情が異なるからである。すなわち、奴婢は主人の財物でもある故、奴婢を殺した犯人は、主人に対して賠償しなければならぬ。ところが、一般に償命金は被害者の遺族に支払われるものであるから、もし奴婢にも償命金が適用されたとすると、その加害者は主人への賠償とは別に、奴婢の遺族にも償命金を支払うことになり、一般庶民を殺害した場合よりも加害者の賠償負担が過大となる。このような二重負担の解釈は妥当ではなく、したがつて、「庶人以下」に含まれるであろう奴婢への償命金は、主人に支払われるのであつて、この錢には主人の財物への賠償という意味も込められていたと推測する。かりに、取得した償命金の一部が奴婢の遺族に手渡されるとすれば、それは、償命金を受け取つた主人の手からそのいくらかが彼らに与えられたのであろう。この「庶人以下」のなかに奴婢を含め

る解釈が正解であるなら、国朝刑律が庶人と奴婢をあえて区別しなかったのは、奴婢の価値を庶人と同等に評価したのではなく、主人の財物としての奴婢を高く評価したためか、それともまた、奴婢は必ず一五〇貫である必要はなく、それ以下の額に裁量し得ることを認めていたためであろうか。奴婢と償命金の関係を考察する場合、国朝刑律に主人と奴婢相互間の殺人行為に償命金の受け渡しをいっさい命じなかったことにも留意する必要がある。

第二の償命金における定額の規定も黎律人命賠償金のいま一つの原則である。無文字社会などにおいても、生命と身体への侵害に対して支払われる金額は、法律などで一定され、裁判官の自由裁量を許さず、それぞれ自由に損害の賠償を求めることができなかったといわれるが、<sup>(14)</sup>官僚制国家と身分制社会の所産である国朝刑律でも、支払われるべき法定額を定めていた。黎律の賠償制は、一般に定額と定率の二種に類別できるが、この償命金は、黎律にみえる定額賠償制の典型である。法定額の算定基準は分明でないが、最高と最低の金額差は百倍であり、その間を適宜按分する形で算定されている。そして、最低の一五〇貫は動物の最高額である軍象（雜律章、五八三条）の二分の一の金額である。ローマ *Lex* では、自由人の生命は金銭的な評価を許さぬものであるという思想が支配していたといわれるが、<sup>(15)</sup>ベトナム、少なくとも黎律においては、人間の生命を金銭ないし財物で評価、代償し得るという思想が存在していたようであり、これが、国朝刑律では償命金という形で具現化したのであろう。

## 二 償命金の減額

償命金は、前記二九条の償命金律の定めにより徴収されたが、も、特別に事情があり、一定の配慮を要する場合には、前もって減額措置が講ぜられていた。たとえば、姦通章に

諸暮夜捕姦、已就拘執而毆殺者、徒種田兵、追償命錢參分之壹、還被殺者妻子、他人精種而毆殺者、加貳等、追償命錢半分、還被殺者妻子、折傷重者、徒犒丁、即黑白未分、登時格殺者、勿論<sup>(16)</sup>

(四二〇条)

とあり、鬪訟章に

諸夫毆傷妻者、減凡毆傷參等、致死者、以毆殺論、減參等、償命錢減參分、故毆殺者、減壹等、若有罪、而毆邂逅致死者、別論、即毆妾折傷以上、各減妻貳等、若妻毆傷殺妾、與夫毆傷殺妻同、皆須妻告乃坐、即致死者、鬪餘人告、殺妻乃爲不睦過失殺者、各勿論(四八二条)

という規定がある。両者とも、償命金律の法定額よりも減額した事例である。四一〇条は、姦夫に対する私的制裁に関する規定で、唐明律にはこれと同文は見当たらないが、仁井田氏は、明律と明律に付せられた条例(問刑条例)を参考にした条文であろうという。<sup>(17)</sup>その文意は、夜分に妻の姦夫を捕え、すでに捕えて抵抗力を有しないのに毆殺すれば、種田兵として徒役させ、二九条に定めた償命金の三分の一に当たる額を犯人より徴し、姦夫の妻子に支払わせる。他人が姦夫を毆殺した時は、種田兵に二等を加えた実刑(流外州)を科し、所定の償命金の半額を被害者の妻子に支払わせる。もし重傷を与えたならば、犒丁にして使役する。しかし、黑白や左右を弁別

する余裕もないような状態で現場において打ち殺した時は、罪には問わない、というものである。この条文は、償命銭の支払い先を明記して興味深いのが、とくに、被害者自身が人倫に背反した行為、道義的に非難されるべき行為を犯した姦夫であるため、償命銭を定額以下に抑えたことが注目される。被害者が加害者の法益を侵害していたり、被害者自身が不法・違法な行為を犯した時の殺人において、償命銭の減額措置が講ぜられていたのである。「登時格殺」(dang shi ge shi) は、私的制裁行為の限定的承認とも受け取れるが、「格」には抵抗の意があるから、正当防衛的緊急行為としてもその正当性が認められたのであろう。「登時」は「ソノ場デ」の意であり、南北朝以後、中国で使用された俗語であるが、国朝刑律は唐律継受とともにこの俗語をそのまま踏襲したのである。<sup>(18)</sup> 四八二条は、夫が妻を殴傷殺した場合などの刑罰を定めたが、全体として唐明律を継承し、後段の部分は唐律の条文を直写した形に近い。「償命銭参分」の部分は、国朝刑律が独自に追加した規定である。この条文で看過し得ないのは、夫が妻を殴傷により殺した場合に、実刑を科すと同時に、規定額の一〇分の三を減じた額の償命銭を妻の家族(いわゆる実家か)に支払うことを義務づけたことである。

ところで、国朝刑律をめくると、家族・親族間の殺人で償命銭の受け渡しを明文化した条文が皆無であることに気がつく。あるとすれば、この四八二条だけである。家族間における償命銭受け渡しの問題を考察するためには、次の盜賊章の一条文が参考になろう。

諸捕殺人而私殺者、減殺人罪貳等、追償命錢、入原殺人者、半分還被殺人者妻子、若祖父母父母夫妻兄弟子孫、爲人所殺、而

反殺者、貶參資、奪其所償半分入官(四二五条)

本条文の書式は、国朝刑律が創出したものであり、その内容は、殺人者を捕えてひそかに殺した者への罰則であり、復讐を禁じた条文でもあり、償命銭の行方を示した部分も興味深い。<sup>(20)</sup> すなわち、殺人者を捕殺すると、その犯人(殺人者を捕殺した人)から徴した償命銭を二分し、半分を捕殺された殺人者の妻子に支払い、残りの半分は最初に殺された人の妻子に支払う。もし、自分の祖父母・父母・夫妻・兄弟・子孫が他人に殺され、自分がその他人(殺人者)を殺したならば、三資を貶され、かつ、自分の支払った償命銭は二分され、一は殺人者の妻子に渡り、一は国家に収納される、という。この条文の前段と後段を対比すると、同一形態の殺人行為であるにもかかわらず、被害者が家族の時には、本来なら被害者の家族に支払われるべき償命銭が国庫に納められたことに注目しなければならぬ。つまり、四二五条のごとく、殺人に家族が絡む場合、償命銭は国庫に納入されたが、それは、原則として法が償命銭というものを同一家族内で受け渡しするべき性質の賠償金とは認めていなかったからに相違ない。それ故、国朝刑律は、家族内で行なわれる殺人に對し、償命銭の遣り取りをいっさい明文化しなかったのである。とはいえ、一言で家族あるいは親族といっても、同居と別居、共財と異財の別により償命銭の取り扱い方が異なっていた可能性は強い。明清律では、同居者間の人命侵害においては、埋葬銀の取り立て問題は生じなかったとされ、蒙古 *Mongols* 法では、被害者が同居の親属の場合には焼埋銀を徴さず、別居の場合にそれを徴したといわれるが、<sup>(21)</sup> 前稿で言及したように、黎法において血縁親族集団内の殴打

と罵詈に謝錢という名の賠償金の授受を命じた条文も存したから、血縁親族集団内の殺人の場合においても、異財別居の条件下にあっては、償命錢の遣り取りを宣告することがあったと推量できるのであり、現時点ではこれを立証するに足る史料が発見されないだけかもしれないのである。ここでは、少なくとも国朝刑律では、同一家族間の償命錢授受を容認していなかったことだけを確認することにしておこう。

以上、未解決の問題点を残しながらも、ふたたび四八二条に目を遣り、四二五条の吟味を参照して、なぜ夫が妻を殴傷により死せしめた場合に償命錢を支払わねばならなかったのかを推測してみよう。思うに、夫が妻に償命錢を支払うという法規定は、男女差別を基調とした家父長的家族制度の理念と秩序という視点からすれば、すんなりとは理解しがたいものがあるかもしれない。しかし、思い巡らすと、妻というものは元来、夫と同一血縁に属する成員ではなく、他の血縁集団出身の者であるから、夫から妻への償命錢支払いには、異なる血縁集団もしくはその成員に対する死への代償という法意識がその基底に流れていたのではなからうか。もし、国朝刑律の償命錢が復讐から展開してきた法慣習とか慣習法の延長線上に位置づけられるという仮定が当を得ているとすれば、右のような法意識が潜在していたとみるのは、さほど無理な想定ではあるまい。ベトナムの慣習によれば、結婚後も妻と実家の関係は依然として密接であった<sup>(22)</sup>。国朝刑律は、外祖父母が教令 *qiao lai* に違反した子孫を殴殺、刃殺、故殺した場合に、祖父母と父母の同じ犯罪に科せられる刑に一等を加えた量刑を特別に定め、母方の祖父母による子孫

への教令とその違反行為に一定の法的措置を講じていた<sup>(23)</sup>。このような妻と実家、子孫と外祖父母との親密な関係も、夫から妻への償命錢支払い規定の創出と無縁だとはいえなからうと思う。四八二条の償命錢に関する規定は、ベトナム前近代の法慣習や法意識の一端を反映したものではないかと推考する<sup>(24)</sup>。

些細な問題かもしれないが、四八二条では、妻に支払うべき償命錢の額が正規の法定額の一〇分の三を減じた分(庶民の妻であれば一〇五貫)と定められたが、この額の算定基準には一定の根拠があった。前稿で詳述したように、洪徳善政の掉尾に

一、謝命錢、償命法遞減、犯奸減五分、鬪毆減八分、犯罵減九分半、妻罵夫減其三等、罵子又減一等

とあり、国朝刑律 名例章の謝錢律(三一条)には記載されていない、妻と子を罵詈 *maliciously* した時の謝錢の算定基準が明記され、同書、国朝洪徳年間例諸供体式ならびに仕宦箴規の三書には、謝錢に関する品級別・罪名別の具体的金額が掲載された。引用文中の「妻罵夫」は「罵妻」の誤りであろうが、洪徳善政などによると、他人の妻もしくは子を罵詈した場合、妻には夫の一〇分三、子には父の一〇分四の四を減じた額の謝錢を支払うべきことが明示されているのに、妻と子を殺害した場合などには、妻と子に支払うべき償命錢に関する記載がいつさい見当たらない。それは、殺害の時には、罵詈とは違って、妻・子を夫・父と区別して特別に減額する定めがなかったからであろうか。しかし、謝錢の原点が償命錢であり、その金額の算定基礎が償命錢に置かれていたことから勘案すれば、償命錢においても、夫・父と妻・子ではその金額に差等が設けられていた可能性は

あり、この賠償金の運用時においては差額を付して裁定されていたことも憶測される。<sup>25</sup> いずれにせよ、前掲四八二条に記された一〇分の三減は、この謝銭の算定基準と無関係であったとはいえず、この分数が謝銭における妻への減額基準と合致するのは、けつして偶然のことではなかったように思う。なお、妻に対する減額措置であるが、これは、家父長的家族と男女差別の秩序と倫理に基づくものであり、この償命銭のなかにも、こうした秩序と倫理が投影されているのを看取することができよう。

償命銭の減額を定めた条文として、次の二条が闕訟章に収載されている。

諸督役監毆役丁致死者、以徒論、追償命錢半分、過失死者、止給葬錢貳拾貫、若有挾怨私意、而托公事毆殺者、依凡毆殺論(四

九四条)

諸戲殺傷人者、減鬪殺傷貳等、謂以力共毆、至死和同者、聽給葬錢貳拾貫、雖和

以刃及乘高履危、入水中、以故相殺傷者、惟減壹等、追償命錢

半分、其不同、及於期親尊長・外祖父母・夫・夫之祖父母、

雖和並不得爲戲、各從鬪殺傷法(四九八条)

両条文とも、通常の意図的な殺人行為ではなく、殺意なく職務遂行の過程で死にいたらしめた行為、および合意のうえで危険な状況のなかで故意に殺害した行為に情状酌量の余地が認められ、実刑の軽減と併せて、償命銭が半減されている。四九四条は、いわゆる公罪 *cong zui* (官人の公事による私曲なき罪) の範疇に含まれる行為であり、このことから、償命銭という名の賠償金にも公罪と私罪 *si zui* を區別する法原理が働いていたことを読み取ることができる。

償命銭の減額に関しては、次のような難解な規定が雜律章に収められている。

諸客忤致人子死者、杖捌拾、追償命錢伍貫、還父母(六〇五条) この条文に関しては、文中に記された「客」*khach* を外国人とする解釈があり、<sup>26</sup> また、本条文は前条「諸收得迷路小兒、聽告官司爲憑、有來認者、計給養錢還之、各月違者、以和誘罪論、減壹等」(六〇四条)に連結する条文だと見做し、道に迷った子を拾ったが、これを養育せず、虐待などして死にいたらしめた者に対する罰則とみる解釈がある。<sup>27</sup> いずれが妥当な解釈であろうか。

まず、後者から考えてみると、確かにこの条文の前には、官の闕遺物を得た時の律(六〇二条)、他人から借りた船であるにもかかわらず、自己の所有物だと強引に主張した時の律(六〇三条)、道に迷った子を拾った時の律(六〇四条)が排せられ、その後には、他人の地所内で宿藏物を得た際の配分に関する律(六〇六条)、路上で損傷の跡がある死体を見つけた時の律(六〇七条)が続くというように、人と物を拾得、雇借した場合の規定が排列されており、ことに六〇五条の前後は、人と物の拾得にかかわる罪を定めたものである。それ故、この前後の条文の内容から判断して、本条は道に迷った子の拾得に関係した律だという解釈が生まれたのであろう。この解釈によると、「客」は迷い子を拾った人ということになる。当時のベトナムでこのような「客」の用法が存したのであろうか。ここに、この解釈の無理があるように思われる。

次に、「客」を外国人とみる解釈であるが、周知のように、ベトナムでは外国人のことを「客」と称することが多く、とくにベトナム



の中国人を「客」ということが多かった。つまり、中国を「客」、中国人を「客人」、中国語を「客語」などと称したりした。黎朝の文献上でも、中国人や中国商人を「客」、「客人」、「客商」、「客丁」等の語で示されることが少なくなかった。<sup>(30)</sup>この事実を踏まえて、国朝刑律における外国、外国人の表記法を調べてみると、この法典では、外国のことを「化外」「*hóa ngoài*」(軍政章 二五五条、雜律章 六一六条)、「外國」「*ngoại quốc*」(衛禁章、七一・七六・七七条。違制章、二二一条。鬪訟章、四九五条。雜律章、五六六条)と書き、外国人のことを「化外人」「*hóa ngoài nhân*」(名例章、四〇条)、「外國人」(衛禁章、七一・七四・七五条)、「方外人」「*phương ngoài nhân*」(雜律章 六一三条)、「蠻獠」「*man lieu*」(衛禁章、七二条。盜賊章、四五・四五二条。雜律章、五九五条。斷獄章、七〇三条)、「蠻獠人」(雜律章、五九三条)と記した。「外人」(衛禁章、八四條。違制章、二一九条。軍政章、二七八条。雜律章、六一三・六三〇条)という語は外国人を指称する場合には使われなかった。「客」も用いられたが、これには「外國客使」「*ngoại quốc khách sứ*」(鬪訟章、四九一条)、「外國客人」(雜律章、五八〇条)、「客使物」「*khách sứ vật*」(盜賊章、四三八条)というのがあり、これらは外国の使者、客人を指していることが一見して明白であった。このほか、「客」(前掲六〇五条)、「客人」(雜律章、六一六条)と書いた用例が二箇所みえるが、後者の「客人」は、その条文の冒頭部分に「化外商舶云々」とあるので、これも外国人であることが容易に読み取れる。こうしてみると、問題の「客」以外はすべて外国人を指したことが明白であり、したがって、六〇五条の「客」も外国人を指称したという推

考が十分成り立つわけである。筆者は、ベトナムでは客という語は外国人、とりわけ中国人を指す場合が多いこと、国朝刑律の「客」および「客」を付した語が外国人を指していること、この条文が一般の客人とその家の子との間のいざこざを規定した律とは思えないこと、の諸点を重視し、この六〇五条の「客」も外国人の意味に使われていると解釈する。そして、ベトナムにおける外国人の多数が中国人であったことを想起すれば、この「客」たる外国人の多くは中国人、ベトナム在留中国人であつたろう。黎朝は、一般庶民が他郷の人を宿泊させることに法的規制を加え(戸婚章、一九三条)、自由な郷村間の往来を認めず、外国人、とくに中国人の居住地域を制限していた。光順三年(一四六二)二月には、中国人の奴婢を所有する軍民に対し、明の客使と奴婢とが通同しないように指令を発し、<sup>(31)</sup>外国の客使・客人とベトナムの官人・百姓などの接触を警戒したり人の間でもめ事が生起し、それに関する罰則規定を準備する必要があつたのであろう。したがって、この条文の意は、外国人(その多くは中国人が想定される)が路上などで他人の子に逆らい、その結果、その子を死にいたらしめた場合、その外国人に杖八〇の実刑を科し、かつ犠牲者の父母に償命錢五貫を支払わせるということである。そして、ドウルスタル氏が述べたように、この場合の殺人は、少なくとも肉体的直接暴力による殺害ではなかったかもしれない。<sup>(32)</sup>外国人とのいざこざは路上のごとき場所が多かつたことを想定すると、本条文が拾得物に関する律の間に挿入されたことにもほとんど違和感を覚えないであろう。

いささか「客」の問題に深入りしすぎたが、ここに法定された五貫という金額が前出二九条の法定額に合致しないのも問題である。

この条文に対する如上の解釈に誤りなければ、この殺人は、暴力による殺害とは異なり、最初から殺意を抱いていなかったという犯罪の態様に酌量の余地が認められ、かかる低額に定められたと考えられる。被害者が子供であったこと、加害者が外国人であったことも配慮されたかもしれないが、この点はまだ憶測の域を出ない。

### 三 償命銭の徴収

原則として、償命銭は、犯人が自ら被害者に、実際は被害者の遺族に支払うものであった。二九条の償命銭律が明記したように、国朝刑律は、償命銭の支払い形態として、文字通り金銭によることを定め、かつそのように期待したが、これはあくまでも原則であって、金銭の調達が不可能な時は、これと同等価値の田産・財物をもって代納してもいっこうに差し支えなかったし、犯人に支払い能力のない場合は、その家族あるいは親族が支払うことも許容された<sup>33)</sup>。もつとも問題となるのは、犯人自身に支払い能力のない場合であろう。この件に関して、国朝刑律はなにも言及しなかったが、黎代に若干の動きがあった。たとえば、大越史記全書、本紀統編、卷三、黎神宗上己卯陽和五年(一六三九)夏四月の条に、次の一文が掲載されている。

申明人命訟事、違如景統六年之制、其犯人止收本分田産及妻子財物、如不足者、許供開犯人父母兄弟田産、爲償命銭、不得連捉宗族・郷里、永爲常法<sup>34)</sup>。

これによると、償命銭の取り立てに際しては、犯人の田産と妻子の財物で償命銭に充てることにし、それらをもって充当し得ない時は、犯人の父母兄弟の田産をもってこれに充てることとし、その徴収範囲を宗族や郷里にまで拡大しないという常法を定めたという。この法令は一七世紀に発布されたものであるが、ある時期には、犯人の宗族や郷里に償命銭を支払わせるということが行なわれており、また、こういう方法を容認する法意識が存在していたことを暗示する。諸外国の法では、たとえば、アングロ・サクソン族 *Dòng Äng-lö Xäc-xöng* においては、賠償金支払いの義務は父系および母系の血族に科せられ、蒙古法 *Phäp Mong-cö* では、犯人が貧困で焼埋銀を支払えない時は官が犯人に代わって支給したが、家族が存在すれば、典雇、つまり身柄を質入れさせて贖わせたり、小児を奴として提供させたりした。また、父系制の蒙古社会では、犯人が賠償金を支払うことが不可能の時は、父系の一族が代納義務を負っていたといわれ、これは人命金ではないが、インドでは、罰金が支払えない場合は労働を行ない、ビルマ *Mien-tien* では、奴隷となり、ムオン族では、首長の下僕となって奉公する規定などがあった<sup>35)</sup>。黎法では、償命銭を労役で代償する形式を容認した法令の類はまだ見出せないが、このような代償行為が現実に行なわれていた可能性を完全に否定できるものではない。ベトナムにおけるかつての償命銭徴収範囲の拡大は、犯人が高額の償命銭を負担しきれない場合のための法的措置であったが、そこには、加害者を出した宗族や郷里全体が最終的に責任を果たすべきだとする法意識も存在していたと思う。こうした法意識は、賠償制の歴史においても古い意識に属すると想定され、そ

の背後に、宗族と郷里における強固な人的結合意識が存していたことを想像するのも、さほど困難ではあるまい。

賠償金徴収範囲の縮小は、償命錢だけに限られた問題ではなかった。歴朝憲章類誌、卷三八、刑律誌、勘訟事例之律、国朝勘訟条例および景輿条律などに収められた差取贖罰償謝例をみると、

一、凡差收例、其脚力・承錢・飯食並責在被收正身、不得連捉族屬及社民

とあり、各種訴訟において当該官吏に支払われる脚力錢 *cước lức tiền* (旅費)、承錢 *thừa tiền* (派遣料)、飯食錢 *Phan thực tiền* (食費) の諸負担金も、従来は、償命錢と同様、親族や社民にまでその範囲を拡大して徴収することもあったが、それを当事者自身から徴収すべきことを命じている。<sup>36)</sup>

こうして、宗族、とくに郷里にまで拡大して償命錢などの賠償金を徴する方法、換言すれば宗族、郷里の最終的代納責任は改められたが、しかし、宗族も郷里も償命錢などと完全に無縁の存在になつたのではなかった。大越史記全書 本紀統編追加、黎玄宗甲辰景治二年(一六六四)閏六月の条に、

立追收償罰條例、其大略以爲、諸在社民、有姦凶人、同族同社、平時不能訓戒、至事發、又不能捕納、各罰錢五拾貫、其所償財命錢、收在犯人、不得連捉、若犯人窮無所出、許以罰所、給被害人、送葬、自是該勘諸司、遵以爲常

という条例がみえる。条文中、財命錢 *tài mệnh tiền* とあるのは、財物と人命にかかわる賠償金の略称であり、人命事犯であれば償命錢を指すことになる。<sup>37)</sup> これによると、社民のなかに姦凶の人物がいる

にもかかわらず、同族・同社がその人物を訓戒し得ず、犯行発覚後に彼を捕えることができなかつた時は、同族・同社より罰錢 *phạt tiền* 五〇貫を徴収する。財物と人命にかかわる賠償金は、犯人(姦凶人)より徴するのであって、同族・同社よりそれらを徴することはしない。もし、犯人に賠償を支払う能力がなければ、(殺人の場合なら)その徴収した罰金を被害者に給し、葬礼を済ませる、という。これは、同族・同社内から加害者が出た場合、償命錢の徴収範囲縮小の原則を堅持しつつ、同族・同社の、いわば怠慢行為を口実にして徴した罰金をもって、償命錢支払い不能の際に充当したのであって、景統六年制もしくは陽和五年令以前に行なわれていたであろうような同族・同社による償命錢の完全な肩代わりではなく、新たな形式と条件のもとで同族・同社の責任が問われたのである。このように、黎代では、初め宗族や郷里にまで拡大して償命錢を徴することがあったが、その後、これを改め、犯人以外から償命錢を徴する時は、まず犯人に完納能力がないという条件を前提とし、その徴収範囲も宗族全体に及ぼすようなことはせず、また、社に負担させることはあつても、その全額を無原則、無条件に負担させるようなことはしなくなった。償命錢制度に一つの変化を看取することができよう。

償命錢の徴収に関しては、当の加害者が逃走中で身元不明のため、償命錢を徴収し得ないという問題もある。このような時のため、洪徳善政、洪徳七年申明各条のなかに、

夜間良民失盜、呼喚追尋、而爲盜所刺死者、許彼地分給事與棺材、不死者、量許藥保

という一条が設けられた。これは、夜間、良民が盗人を呼号・追跡中に殺され、その盗人、つまり殺人犯人が逃亡してしまつた時、犯人から償命金を獲得することは不可能である故、被害者の住んでいた地域社会(郷里)が葬儀の費用などを負担し、棺材を給与したりする。もし、幸いに死亡にいたらなかつた場合も、彼に薬品を与え、養生させるといふことである。こんな形で、償命金を受け取れない被害者に地域社会が援助することもあつたのである。

せつかく償命金を徴しても、被害者に身寄りがないため、受取人不在といふ特殊な場合も想定される。ゲルマン部族法典やイングラント Anh 法典<sup>(38)</sup>では、このような時は国庫、領主あるいは国王に収納したといふ。この問題について、黎代の文献はなにも語らないが、名例章の倍贓律(二八条)に記された注の「若無主之贓、則入官」を参考にすると、償命金の受取人不在の場合も「入官」が普通だつたのではないかと推量される。

なお、賠償制度の社会においては、賠償金の滞納現象も充分に想定できる。黎朝が發布した賠償金などの赦免に関する令は、そのような滞納状況の存在を裏付けているようである。<sup>(39)</sup>

#### 四 償命錢に関する二つの問題

この節では、前節までに取り上げられなかつた償命錢に関する二つの問題について、簡単に論及する。

まず、国朝刑律によると、他人の財を奪取し、かつその人を殺害した犯人に対しては、実刑を科すと同時に、償命錢と倍贓とが併科された。盜賊章に、

諸凡劫者、謂夜間持杖攻人取財首斬從絞、贓償之外、田産入官、即得財及殺人者梟、從者斬、追償命錢、及倍贓壹分還主、停止日久者與同罪、旬日間減壹等、並償入官參分之壹、知情者徒種田兵(四二六条)

とあるのがそれである。この条文は、およそ、他人の財物を強奪すれば、首犯(主犯)は斬首、從犯は絞首で、ともに盗物を贖い、かつ犯人の田産を没収する。他人の財物を強奪し、同時に殺人を犯した時は、首犯は梟首、從犯は斬に処し、併せて償命金を徴し盗物の倍増し分を賠償する。そして、この犯人をかくまつた者には、その期間の長短によって実刑を科し、さらに盗物の三分の一に当たる価値を国家に支払わせる、という意味である。ここでは、(1)私人間の犯罪行為でその賠償金を国家に収納する規定が設けられていたこと、(2)強盜殺人の場合、実刑は一種を科し、賠償のほうは原則通り二種を科したこと、が注目される。(1)に関しては別稿(財産の侵害に対する賠償金)で触れるので、本節では、(2)の原則を確認しておくたい。前掲四二六条によると、国朝刑律は、賠償金というものを異種の犯罪に対して個別的に科したのであつて、同一犯人が二種以上の異なる賠償金を支払わねばならない時に、それらを合算もしくは併合した形式で徴取しなかつたことが分かる。つまり、同一犯人が殺人と盗物のような二種の罪を同時に犯した時、殺人に対しては償命錢、盗物に対しては倍贓が個別的に徴され、両方の賠償金を一本化しなかつた。これは国朝刑律における賠償制の一原則であつた。

次に、動物が殺人を犯した時の償命錢に関する問題を考えてみたい。残念ながら、国朝刑律はこの問題についての規定を載録しなかつた。

た。しかし、国朝洪徳年間例諸供体式、雜類の項には、悪牛が人を殺した場合、その牛の所有者に償命錢を科し、加害牛にもなんらかの制裁ないし処置を加えたことを示す興味深い条文が収録されている。

家有惡牛搥人、杖八十、若已施跡而死者、家主償命五十貫、其牛亦不許

右によると、悪牛 *scenic* が人を殴打（ひっかけるなど）すると、その悪牛の持主は杖八〇の刑に処せられ、牛のつけた傷が原因で死ぬと、持主は被害者に償命錢五〇貫を支払わねばならず、加害牛に對してもなんらかの制裁が加えられたという。第一に、この条文では悪牛と明記されており、したがって、その持主が罰せられたのも、悪牛の管理とか処置に手落ちがあり、それが問罪の主因となったのである。すべての普通の牛の過失殺人においても、その持主が必ず杖八〇に処せられたという意味ではなからう。第二に、文中の「不許」*pat hūa* がいかなる制裁ないし処置を抽象化した語であるかという点だが、次の唐開元二十五年令の一条は、この問題を考察するうえで示唆に富む法令であらう。

諸畜産人者、截兩角、踰人者、絆足、鬻人者、截兩耳<sup>(40)</sup>

これによると、人に対する動物の加害行為に對し、加害動物の身体を刑することがきわめて具体的に定められており、人に傷害を与えた身体の部位、ないしそれに関係する部分が制裁の対象となっていくことから、全体として、動物への制裁が反映的性格を帯びていたことが知られる。この開元令を念頭に置き、ふたたび国朝洪徳年間例諸供体式の前掲条文に目を遣ると、この条文は、牛の単なる傷

害行為を述べたものではなく、人に対する悪牛の殺害行為を定めたものであるから、そこには、開元令規定以上の厳格な処罰が考慮されていたと判断することが充分に可能であらう。筆者は、この「不許」は悪牛の屠殺、あるいは屠殺を含む刑罰的制裁を意味する表現であったと解釈する。洪徳善政などに収録された諸法令中に、「不許」*pat hūa* という語句が散見するが、これも「不許」の同義語で、「宥赦しない」の意であり、なんらかの刑罰ないし制裁を加えるという表現形式であった。また、安南雜律に、

一、牛觸人死、禽捉此牛而替、馬象亦同如之

一、牛觸人、及馬咬跌人死、禽捉牛馬替之、象亦同也

とあり、ここにも人を殺した加害動物に対する処置が述べられている。両条は一般の牛・馬・象が人を殺した場合を定めたが、文中の「替」*thō* は当該動物の所有者、所属あるいは役務の交替（変更、没収）を示すのであらう。黎代には、牛を放つて他人の禾穀に損害を与えると、国家がその牛を没収する定めもあつた。<sup>(41)</sup> 「替」は、こうした措置をも含む語であつたらう。このように、黎律は、動物の殺人行為に對し、所有者などの管理責任を問う一方、加害動物にも怒りを振り向け、その動物の性質、犯罪の態様に応じ、屠殺をはじめ、なんらかの制裁措置を講じたのである。<sup>(42)</sup>

国朝刑律は、人が動物を殺した時に科せられる賠償金を償錢と表現し、これを償命錢とは称さなかつた。猛烈に逸走してきた軍象などをみだりに撃刺し傷つけると「償錢伍拾貫」（雜律章、五八三条）、これを殺すと「償錢參百貫」（同前）なのであつて、これらを償命錢とは書かなかつた。もっとも、洪徳善政の私害牛狗例に、「又追償狗

命古錢一貫五陌」、「又償收牛命古錢三十貫」とあり、動物の命を「牛命」、「狗命」と表わしたが、この場合でも償命錢とはいわなかった。つまり、償命錢は、そしてより確実に国朝刑律の償命錢は、人間の生命への賠償を指称する語であり、この語に動物の生命への賠償という意は含まれていなかった。動物は、人間と同列に扱われる生き物ではなく、また公私の財物であつたので、彼らへの賠償を示す時、償命錢という用語は使われなかつたのである。

## 五 葬錢などの賠償金

国朝刑律は、加害者から被害者の家族に支払われる一種の賠償金として、齋七錢、孟蘭盆錢ならびに葬錢を定めた。名例章は

諸當齋七錢貳拾貫、孟蘭盆錢伍貫、葬錢拾貫、貴者別論(三三三條)

と記し、諸錢についての法定額を明記した。齋七錢は七七(齋七、累七、累七齋)の法事を営むのに充てる費用、孟蘭盆錢は七月十五日の孟蘭盆会の法会に充てる費用、葬錢は葬儀に充てる費用であり、阮代の埋葬銀・埋銀に相当する。<sup>(43)</sup>

齋七錢と孟蘭盆錢は、三三三條の律文にみえるだけであるので、その詳細を吟味することが不可能である。しかし、葬錢に関しては、条文中に法定例があり、第二節に掲げた闕訟章の二条文(四九四、四九八條)以外に、雜律章にも

諸有所造作、及有所毀壞、備慮不謹、而誤殺人者、貶壹資、追葬錢伍貫、工匠主司各以所由爲罪(五六八條)

という規定がある。これら三例は、過失 *qua facti* (四九四條)、戲殺

*quasi facti* (四九八條)、誤殺 *negligent* (五六八條) の時に償命錢を免除し、その代わりに低額の葬錢を追徴したものである。ところで、中国律によると、人命事犯は、主に謀殺、故殺、闕殺、戲殺、誤殺、過失殺の六種の態様に分けられる。謀殺は殺人の予備陰謀を指し、殺人を実行すれば故殺と同じになり、故殺は鬭争の場においてではなしに、にわかに殺意を起こして殺した犯罪をいう。次に、闕殺は鬭争中に相手をつけて死にいたらしめたことをいう。これに対し、戲殺は戯れ合ううちに誤って相手を殺してしまふ行為をいい、誤殺は過失殺の一種で、錯誤に相当するが、五六八條が示すように、「備慮不謹」*“bi lu bu dan”*、すなわち事故防止の不注意が原因で死者を出すような場合である。最後の過失殺は元來、害意はなく、思いもよらずたまたま人を殺害するにいたつたことをいうとされる。<sup>(45)</sup> 唐律でも誤殺と過失殺の違いは必ずしも明確ではなかつたが、ましてこの概念・用語を踏襲した国朝刑律が、唐律以上に誤殺と過失殺の區別を明快に定めたわけではない。しかし、中国律の有意犯と無意犯を區別して実刑を科す原理を継受した国朝刑律は、戲殺、過失殺、誤殺のごとき無意犯に対して償命錢を免除し、葬錢を徴するにとどめたのであり、その特徴とする賠償制においても、実刑と同様、有意犯と無意犯を弁別する原理を採用していたことに目を留めるべきであろう。四九四、四九八、五六八の各条をみると、それぞれの葬錢額が二〇貫ないし五貫と記されており、三三三條の定額規定とは金額が異なる。これも、三三三條の基本規定が存在するにもかかわらず、犯罪の態様、貴賤の別などにより金額に異同があり得たことを示すのであつて、この基本規定が名目的で実効性のない定めであつたこ

とを意味するのではなければ、無視された結果でもなかったと思う。殺人に対する賠償金は、償命銭律の正文に従って義務づけられたが、若干の条文のなかにはこの律の法定額と異なる金額が記されていた。これらは、すべてしかるべき事由があつて定められたのであり、この法典の殺人に関する定額賠償制の原則を大きく踏み外すものではなかった。この点にも、基本原則を保持する一方、状況に応じ柔軟に対処する国朝刑律の性格の一端を窺知し得ると思う。

以上の記述にもかかわらず、償命銭と葬銭等三銭との関係がどうなっていたかという問題が残っている。国朝刑律のなかには、加害者に対し償命銭と葬銭などの併科を命じた条文は一つもない。あるのは、さきに例示したように、犯罪の態様、その他の事由により、償命銭を免除して葬銭を徴する条文ばかりである。このことは、三条に定めた葬銭などが償命銭を科すほどではない程度の加害者に命ぜられることが多かったことを示すと同時に、償命銭と葬銭などが常に併科される賠償金ではなかったことを知らしめる。しかし、だからといって、加害者は償命銭と葬銭などを併科されることはなかったと断じるのは危険であり、いましばらくの熟考が必要であろう。現時点で明快にいえることは、国朝刑律をはじめ黎朝法制史料には、償命銭と葬銭・斎七銭・孟蘭盆銭を加害者に併科する規定はなかった。国朝刑律によれば、過失など犯情に酌量の余地が認められた時に、償命銭の代わりに葬銭を徴することにしてきた、以上である。

黎法下の人命事犯にかかわる刑事訴訟手続と、その間に要する諸費用については、国朝勸諭条例、歴朝憲章類誌（卷三八、刑律誌、

勸諭事例之律）に収録された人命訟例や勸諭通例などにすこぶる詳細な規定があり、両書および黎朝事例、景興条律、国朝詔令善政等の人命関係諸法令にも参照すべき価値ある記載が収められ、これらを素材にして、本稿で触れなかった諸問題を考察することができる。別の機会に改めて論及したいと思つている。

## むすび

国朝刑律の規定によると、原則として、殺人犯人は被害者の遺族に償命銭という名の賠償金を支払わなければならなかった。償命銭は、個人の生命侵害に対する賠償金であり、これを果たすことによつて、国家の科す実刑が緩和されるわけではなかった。償命銭は、ベトナムが中国の償命なる語に学び、これを基本法上の一賠償金として独自に位置づけた名辞である。国朝刑律の賠償制は、一般に定額と定率の二種に大別できるが、この償命銭は、定額賠償制の一典型であろう。償命銭には、人命の価値を九段階に分ける段階差等制と各段階ごとに具体的金額を明記する定額制の二原則が採用されている。償命銭における身分的段階規定は、官品の差等と有無を基準とするが、これは、ベトナムにおける官僚的身分制の発展を土台にして可能となったことはいふまでもない。国朝刑律は述べなかつたけれども、黎律において、夫と妻、大人と子供の償命銭に差額が存したであろうことを想定することも不可能ではない。

償命銭は、犯罪の態様などにより、減額した形で律文上に定められることがあった。官吏の職務遂行過程における殺人、姦夫や妻を殺害すること、その他、特別の状況下で行なわれる殺人など記載

例として取出せる。とりわけ、夫が妻を殴傷し、それが原因で妻を死にいたらしめた時に償命錢(減額分)を義務づけたことに注目したい。もともと、妻は夫の血縁集団に所属する成員ではなかったから、夫の殴傷による妻の死は、単なる家族内部の殺人行為とは異なり、別個の血縁集団ないしその成員に対する殺人行為と見做す意識が残存し、この意識が、妻の死への代償として、その妻の出身集団に償命錢を支払うという形で表現されたと推察する。このように、夫から妻への償命錢支払いには、ベトナムの法意識の一斑が反映しているように思われ、興味を抱かせるものがある。なお、この法典は、「客」と呼ばれる人が他人の子を死にいたらしめた時の実刑と賠償を定めたが、国朝刑律の客などの用例から、この「客」は、単なる他郷の人、客人ではなく、外国人(その多くは中国人)を指した語であると解釈したい。

国朝刑律は、加害者が償命錢を自力で支払う能力のない時の方途について、なにも指示しなかったが、実際には別の法令などで処理されていた。かつては、償命錢を徴収する際、宗族や郷里にまでその範囲を拡大して徴収することがあったようであるが、その後、加害者が支払い不可能な場合に、宗族や郷里が部分的、限定的に代納する方向に変わり、償命錢に関する宗族や郷里のいわば連帯的責任からの解放ともいえるべき傾向が現われた。黎代における償命錢制度、賠償制度の一変化とみることができよう。

同一犯人が同時に盗と殺人を犯した時は、倍贓と償命錢の二種類の賠償金が併科されたのであって、異種の犯罪に対する賠償金を合算したり、一本化したりはしなかった。また、この法典には明記さ

れなかったが、別の文献に、悪牛が人の命を奪うと、その持主が牛に代わって償命錢(減額分)を支払い、加害牛にもなんらかの制裁もしくは処置を加えるという規定を見出すことができる。ベトナムで、加害動物に制裁を加え、なんらかの始末をするという法令があり、かかる行為を是認する法意識が存したことは、記憶にとどめておく価値がある。

国朝刑律三三条には、加害者から被害者の遺族に対して支払われる齋七錢、孟蘭盆錢および葬錢という名目の一種の定額賠償金が定められていた。これらの錢は、死者のための法事や葬儀に充当する資金である。償命錢と葬錢などは、同一加害者に対し常に併科される賠償金ではなかった。国朝刑律には、過失などの場合に、償命錢より低額の葬錢を徴する規定があった。

この人命賠償金制度においても、実刑と同様、公罪と私罪、あるいは有意犯と無意犯などを区別して金額が定められたので、いくつかの条文中に、正規の基本額とは異なる金額が示されていることに留意する必要がある。この現象は、償命錢という制度にも、実刑の法定原理が機能していたことを物語る。

この研究は、国朝刑律にみえる償命錢の基礎的諸問題を論じたものであるが、本文中に提示された一、二の疑問点に関しては、さらに史料に沈潜し、今後の究明に俟ちたいと思う。

## 注

(1) 仁井田陞『中国法制史研究 刑法』(東京大学出版会、一九五九。補訂、

一九八〇) 五八八頁。

(2) 仁井田前掲書、三六六頁。



- (3) まれには、償命金を償金と略称することもあったが、法律用語としては償命金が正式の表記であった。償金を償命金の意に用いた事例として、大越史記全書、本紀美録、卷二、黎仁宗己巳太和七年(一四四九)十一月の条参照。歴朝憲章類誌、卷三三、歴代刑定之綱の陽和五年(一六三九)「申明人命訟例」にみえる償金も、大越史記全書、本紀統編、卷三二、黎神宗上の同年の条には償命金と記されている。国朝刑律、闕訟章に「償謝金」(四八七条)とあるが、これは償命金と謝金の略称であろう。なお、償金は「償傷損金」の略称としての用例もあるから、解説に注意が必要である。
- (4) インド法典においても、体刑、身体刑などの実刑と罰金との併科はあったが、こういう形式の法定刑は数少なく、一般的ではなかった。田辺繁子『マヌの法典』(岩波書店、一九六〇)一〇〇―一〇一頁。同訳『マヌの法典』(岩波書店、一九五三)二五四、二九六頁。中野義照訳『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(日本印度学会、一九五〇)九三頁。
- (5) *Ty, Lieu và Lịch Sử và Xã Hội Dân Tộc Thái, Hà-nội, 1977, tr. 268*—341.
- (6) エングルス著、村井康男、村田陽一訳『家族、私有財産および国家の起源』(国民文庫社、一九五四)一八三頁。
- (7) かつて、筆者は「陳朝刑法雑考」(『史学雑誌』八四編九号、一九七五)三八頁において、この「償命」を償命金の意に解したが、これはあまりにも短絡すぎた。再考の余地があり、近く補正する。
- (8) 仁井田前掲書、三三五―三三六頁。手近な例として、大明律集解附例、卷一九、刑律、人命「戲殺誤殺過失殺傷人」条に掲げる条例、皇明条法事類纂、卷三六、闕毆及殺人、同書、卷四六、淹禁の各項などにも償命の語がみえる。
- (9) たとえば、皇明制書、卷一、大明令、刑令に「凡殺人償命者、徵燒埋銀一十兩、不償者、徵銀一十兩、應償命而遇赦原者、亦追一十兩、同謀下手人、驗數均徵、給附死者家屬」とあり、燒埋銀の額を定めたが、この燒埋銀は埋葬銀の同義語である。
- (10) 歴朝憲章類誌(東洋文庫蔵、パリ、アジア協会蔵)卷三四、刑律誌、刑法名例之別の同条には「一萬五十貫」とあるが、これは「一萬五千貫」の誤りである。仕宦箴規の諸償命事例と同じく逐品定減例に収載した同文には、「八品從八品三百貫」とあり、九品とその貫数が欠落している。
- (11) 久保正幡『西洋法制史研究』(岩波書店、一九五二)二九七頁。
- (12) *Le Kim Ngan, Tô-Chức Cảnh-Quân Trung-Uơng đời Trần Lê Thánh Tông, (1460—1497), Sài-gòn, 1963, tr. 146—154*. 本書には王侯や官員に支給される俸祿、田祿などの便利な一覧表が掲げられている。
- (13) *Và Văn Mẫu, Cổ Luật Việt-Nam Luật Khảo, Quyền Thứ Hai, Sài-gòn, 1970, tr. 89*.
- (14) 千種達夫『人的損害賠償の研究』(ハ)有斐閣、一九七四)六五頁。
- (15) 末川博『權利侵害と權利濫用』(岩波書店、一九七〇)二九四頁。
- (16) 文中、「他人精」は「他人捕」が妥当であろう。歴朝憲章類誌、卷三六、刑律誌「盜賊姦淫之律」の同条には、誤字と脱落があり、とくに「他人精……還被殺者妻子」の部分が欠落している。
- (17) 仁井田前掲書、二八六、五八七頁。
- (18) 「登時」に関しては、陔余叢考、卷四三、登時の条、小島憲之『上代日本文学と中国文学―出典論を中心とする比較文学的考察』(中)(塙書房、一九六四、一九七七)八二―八三頁、瀧川政次郎『萬葉律令考』(東京堂出版、一九七四)三四―三六頁参照。
- (19) 唐律疏議、卷三二、闕訟、毆傷妻妾の条、明律、卷二〇、刑律、闕毆妻妾毆夫の条。
- (20) 本条文中の「私殺者」の部分は、歴朝憲章類誌、盜賊姦淫之律の同文に「親殺者」とあるが、意味に変化はない。
- (21) 滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七)一〇一―一〇二頁、岩村忍『元朝の法制における人命賠償―燒埋銀と私和錢について―』(『東洋史研究』一二卷四号、一九五三)一八頁。

(22) ベトナムでは、妻と実家の関係は密接であった。この点については、最近、劉仁善「越南黎朝社会에서의 家族制度 財産相続慣行」(『亜細亜研究』二四卷一号、一九八一)七―八頁でも言及されている。同じ問題の例を中国の文献上に見出せないが、たとえば、中国では、夫は妻の持参財産の処分について妻なり実家なりの同意を得なければならなかった。しかし、無断で売ってしまったら、妻や実家が買主に向つて取消しを求められない。つまり、このような行為はすべきではないが、法的意味において取引行為自体の瑕疵となるわけではなかったという(滋賀原掲書、五二―五二三頁)。ベトナムでこのような取引行為が法的に有効と見做されていたか否か、検討すべき課題であろう。

(23) 關訟章「諸罵祖父母父母者、流外州、毆者流遠州、傷者絞、過失殺者流外州、傷者徒種田兵、外祖父母、各減壹等、若子孫違犯教令、而祖父母父母毆殺者、徒稿丁、以刃殺者徒象坊兵、故殺者、各加壹等、即外祖父母及嫡繼慈養殺者、又加壹等、過失殺者各勿論」(四七五條)。唐律疏議、卷二二、關訟の毆罵祖父母父母と明律、卷二〇、刑律、關毆の毆祖父母父母の各条には、外祖父母についての記載がない。

(24) これとは逆に、妻が夫を殺害した際の償命金の有無も問題であるが、これは、十悪の一の惡逆として特別に処断されたから、償命金の徴収はもはや問題とはならなかったであろうか。

(25) 諸外国の法で、人命賠償金が男女別、年齢別に定められていた事例を見出すのは、さほど困難ではない。たとえば、石井米雄「タイの奴隷制に関する覚え書」(『東南アジア研究』五卷三号、一九六七)一七三頁、久保正幡・石川武・直居淳訳「ザクセンシュピール・ラント法」(創文社、一九七七)二八五頁などで付言されている。回教法でも、男女の人命金に差があったとされる(仁井田陞「中国法制史」岩波書店、一九五五、第二刷、九五頁)。

(26) 四九四条は、テキストによる字句の異同がほとんどないが、四九八条のほうは、歴朝憲章類誌、卷三六、刑律誌、毆訟詐偽之律の同文と照合する

と、かなりの異同がある。刑律誌に記載された条文は、「殺傷人者」の「者」が欠落し、「減開殺傷貳等」が「減開傷殺二等」、割注の「和同者」が「者」亦同、「雖和以刃」が「雖加以刃」、「不和同」が「不同和」とあり、「夫之祖父母」の「夫」の一字が欠け、末尾の「法」のうえに「殺」の一字が入り「殺法」となっているが、いずれも国朝刑律と黎朝刑律に従うべきである。毆殺傷については、中村茂夫「清代刑法研究」(東京大学出版会、一九七三)四四―五二頁参照。

(27) 歴朝憲章類誌、卷三七、刑律誌、違制雜犯之律に収めた同文には、「忤致」を「忤放」と記すが、「放」は「致」の誤りであろう。また、ドゥルスタル氏の仏訳にもあるように、黎朝刑律は「五貫」を「伍陌」と書いたが、「五貫」が正確である(M.R. Deloustal, "La Justice dans l'Ancien Annam, Traduction et Commentaire du code des L<sup>e</sup>", BEFEO, XIII, 1913, p. 41)。この律文は国朝刑律が独自に創出したものである。

(28) Phan Huy Chú, *Lịch Triều Hiến Chương*, Tập III, Hà Nội, 1961, tr. 151. ヌウルスタル氏はこの「客」を "Les étrangers" と仏訳した。M.R. Deloustal, *op. cit.*, p. 41.

(29) Cao Nai Quang, *Nguyễn Sĩ Giác, Và Văn Mẫu Quốc Triều Minh Luật*, Sài-gòn, 1956, tr. 241.

(30) 一、二の文献を挙げるにとどまらず、Huỳnh-Tĩnh Paulus Cửa, 大越國史記, *Đại Nam Quốc Âm Tự Vĩ*, Tome I, Saigon, 1886, p. 476. 金永健「印度支那と日本の關係」(富山房、一九四三)二一〇―二一五頁、藤原利一郎「黎朝後期鄭氏の華僑対策」(『史窓』三八号、一九八〇)二五―三六頁、陳利和「全安明香社に関する諸問題について」(『アジア経済』一一卷五号、一九七〇)九二頁、等々参照。

(31) 大越史記全書、本紀実録、卷三、黎聖宗壬午光順三年(一四六二)二月「旨揮文武百官、中都府路縣軍民之家某有吳人奴婢、不得放行通同客使」(M.R. Deloustal, *op. cit.*, p. 41. 元史、卷一〇五、刑法、殺傷「諸以物戲驚小兒、成疾而死者」杖六十七、追殺燒埋銀五十兩」。あえて六〇五条

に類する規定を中国に求めると、このような規定を見付けることができ

(33) 歴朝憲章類誌、卷三三、刑律誌、歴代刪定之綱(永壽)三年(一六六〇)、定毆殺人償命錢、其驗禮、府縣衙門一貫五陌、白絹十五尺、總正社長一貫、白絹十尺、鐵鎖錢一貫、送案呈二司、每衙門一貫五陌、頓食、每衙門每食二頓、每頓六盤、每盤六器、各禮並頓食、責令社長量取行凶、應納、其餘家財封識、并田土不得指毫、待勸畢、准爲償命錢、其犯人按律處死。この規定は、国朝詔令善政、卷六、刑屬、庚子永壽三年冬十一月、および国朝勘訟条例、人命訟例などにも詳細に収録されているが、ここでは、人命訟に要する諸負担が社長を通して犯人から徴せられたこと、その余の家財や田土は差し押さえられて売却が許されず、審理の終了した時点でこれを償命錢に充てたこと、などが述べられており、実際に、巨額の償命錢は犯人の家財や田産で充てられることが多かったであろう。

(34) 歴朝憲章類誌、卷三三、刑律誌、歴代刪定之綱と黎史纂要、卷六の同年月条にも同様の一文を収載する。ただし、刑律誌は「償命錢」を「償錢」と書いたが、これが償命錢の意であることは論を俟たない。

(35) 田辺前掲訳書『マヌの法典』二九五頁、同「マヌ法典の刑罰」(『専修法学論集』七号、一九六九)三四―三五頁、中野義照訳『カウティルヤ実利論』(生活社、一九四四)一七九頁。D.Reardon, *The Dandhat or the Laws of Menoo, Translated from the Burmese*, American Baptist Mission Press, 1847, p. 173. Tu Lien và Lịch Sử và Xã Hội Dân Tộc *Thái, op. cit.*, tr. 336, 338.

(36) その他、国朝詔令善政、卷六、刑屬、甲戌乾隆六年(一六三四)冬十一月の申戒連捉令、同書、同卷、戊戌永壽元年(一六五八)秋八月の禁連捉令、黎朝会典、卷二、刑屬の勸人命訟例、国朝勘訟条例の人命訟例、等々参照。

歴朝襟紀、卷一、熙宗戊午永治三年(一六七八)秋七月二十日の条には、「參從阮茂材、胡仕楊等奉議、係凡盜取官物、其償脏并倍償錢、應收彼正身、

国朝刑律の賠償金 (片倉 稜)

或彼窮無所出、應收同胞兄弟、姑姨一分、本社償許一分、償脏物足數、其倍償錢應準數、若收償命等錢、應遵如明令」とみえ、盜罪で賠償金の支払いが不可能な場合、同胞兄弟 *Đồng bào huynh đệ* (実の兄弟)、姑姨 *Đã* (父母の姉妹) が一分を、本社が一分をそれぞれ負担することを認める議が述べられたが、これも、犯人自身に支払い能力のない場合に、犯人の属する社と特定の親族に一分を負担させようという意見であり、親族や社に対する無原則な連带的責任の適用を意図したものでなかった。文末の「明令」は前注(9)に掲げた令であろう。

(37) 欽定越史通鑑綱目、正編、卷三三、黎玄宗と、黎史纂要、卷六との同年月の条に掲げた同文には、この財命錢を償命錢と書くが、これは償命錢だけを指した語ではない。国朝詔令善政、卷六、刑屬、癸卯景治元年夏閏六月(甲辰景治二年閏六月が正確)の追収償罰事例令には「償命償財物錢」とある。妥当であろう。

(38) 久保正幡訳『サリカ法典』(創文社、一九七七)一六四頁、直江真一「謀殺罰金制度考」、『法制史研究』三三、一九八三)四四頁。

(39) 一、二例を挙げると、大越史記統編、黎紀、懿宗己未永祐五年(一七三九)「六月、……赦天下今年夏租庸十二、清華・乂安郵亭亭門四鎮外鎮、留缺贖罰、並皆赦免」、同書、黎紀、顯宗丙申景興三十七年(一七七六)「十二月、以早饑天下自戊子至壬辰連缺稅、贖罰錢」、同書、黎紀、顯宗辛丑景興四十二年「赦七年以前贖罰錢」とある。

国朝詔令善政、卷六、刑屬、己酉景治七年(一六六九)冬十月の行善改革弊習令のなかに、「若罰錢罪人、窮無所出、亦許隨罪論刑、不得連捉本族屬并本社村、其死罪者不在」とあり、死罪以外の罪人で罰金を支払うことができない者に別の刑を論じることが認められた。時には賠償金未納の者に対し、こういう方法で処理することもあったのであろう。

(40) 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院、一九三三)覆刻、東京大学出版会、一九六四。復刻版第二刷、一九八三)八五六頁。

(41) 国朝洪徳年間例諸供体式、放牛害禾殺「一、放牛害禾殺、損害不收、社

国朝刑律の賠償金 (片倉 穰)

長及縣官、引其牛<sup>と</sup>家<sup>と</sup>主、就<sup>二</sup>承論罪、其牛入官、償未殺、每株三文」。

- (42) 諸先<sup>と</sup>学<sup>と</sup>によると、ヨーロッパ Au-cha<sup>と</sup>中世では、呪術的觀念が法意識に反映し、動物が人に害を与えるとその動物を刑することになっており、フランス Phap<sup>と</sup>部族法典でも、人が家飼いの四足獣に殺害されると、その所有主は贖罪金の半分を負担し、その家畜は請求者に給付される規定などがあつた。また、ジャワ Gjavo<sup>と</sup>の法では、人を襲つた水牛は殺され、その肉は差し押さえられたという。これらについては、ミッタイスリー・ペリッヒ著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』(創文社、改訂版、一九七二)四二九頁、久保正幡訳『リプアリア法典』(創文社、一九七七)一三八頁、前注(38)掲久保訳書、一〇五頁、Mason C. Hoadley, Michael B. Hooker, *An Introduction to Japanese Law, A Translation of and Commentary on the Agama*, Arizona, 1981, p. 198, 参照。
- (43) 阮朝の埋葬銀に関しては、皇越律例、卷三、名例下、同書、卷一四、刑律、人命のほか、大南憲録、国朝律例撮要、士宦須知などの諸書に散見する。

(44) 本条は、唐律疏議、卷一六、擅興に掲げた功力採取不任用条の後半の部分を継承し、これを一本の律文として独立させたものである。刑罰は、唐律疏議が「徒一年半」であるのに対し、国朝刑律は「貶壹資、追葬錢伍貫」であり、量刑は後者のほうが軽い。

(45) 唐律疏議をはじめ、中国律における人命事犯に関しては、西田太一郎『中国刑法史研究』(岩波書店、一九七四)二二〇―二五一頁、律令研究会編・滋賀秀三訳註『訳註日本律令』(五)(東京堂出版、一九七九)四六、七一頁、中村前掲書、二八―四〇、四三―七三頁、等々参照。

(46) 第三節に掲げた景治二年の追取償罰条例によると、殺人犯人が窮状にある故、償命錢を法定額通り徴し得ない時、本族、本社より徴した罰錢をもって葬儀の費用に充てさせたが、その金額は葬錢並みの額であつた。定額の償命錢が徴取できない時は、とりあえず葬儀料程度の額だけでも支給しようという考えがあつたのであろう。